

令和 5 年度事業計画

1. 基本方針

新型コロナウイルスは5月には感染症法の分類上第2類からインフルエンザ並みの第5類に引き下げられる見込みです。現在、マスクの着用義務はありませんが、高齢者や持病がある人は、引き続きマスクの着用・手洗い・うがい・換気等の感染予防対策を講じる必要があります。

さて、令和5年10月からインボイス（適格請求書）制度が導入され、シルバー人材センターは新たに消費税の負担が増えます。各センターでは事務費率のアップや積立金を取り崩す等の対応を行うようです。当センターは令和4年度に事務費を10%から15%に改定するとともに、令和5年度からは会員の配分金に含まれている交通費部分にも15%の事務費をいただき、経営の改善を図りたいと考えています。

また、フリーランス保護新法が令和5年1月の国会に提出されました。この法律が施行されますと、会員とセンターとの間で就業内容や報酬額を文書化することが義務付けられます。これに伴い見積金額と請求金額が同額となるような契約を発注者と結ぶ必要があり、令和7年度までの2年間であらたな契約方法に移行したいと考えています。

高齢者の就業や副業・兼業といった多様な働き方を促進する「70歳就業法」が施行され、定年の延長や廃止、70歳までの継続雇用の努力義務などが示されており、シルバー会員の入会者の減少と更なる高齢化が危惧されます。

当センター会員の平均年齢は毎年上昇して令和4年度末には74.6歳となり、75歳以上の会員の占める割合も43.9%になっておりますが、元気なうちはいつまでも働きたいと希望する高齢者も大勢おられ、シルバー人材センターとしては、「生涯現役社会」の実現に向けて、多様化する地域ニーズを的確に把握し積極的な事業展開を行っていく必要があります。

また、当センターの令和4年度の国庫補助金は横ばいで推移しておりますが、人手不足分野における派遣契約の拡大及び請負契約の新規受注を図ることが重要となっております。

受注につきましては、引き続き公共部門の仕事の確保を図りながら、民間企業や一般家庭からの新たな受注の確保に力を入れてまいります。

会員の拡大につきましては最重要課題であり、会員数の推移は全国的にはここ数年、微減の状況にあります。全国シルバー人材センター事業協会は、「第2次会員100万人達成計画」を策定しており、令和5年度には中間目標を85万人に設定し、令和6年度の会員を100万人として、さらなる会員拡大を目指しております。当センターは、令和5年度の目標を871人、令和6年度の目標を1,318人としております。

次に、安全就業につきましては、今後も機会ある度に交通安全を啓発するとともに安全就業に取り組みます。具体的には、昨年度と同様に「刈払い機の2枚刃使用禁止」と「刈払い機使用時の安全帽（ヘルメット）の着用を義務化」を重点項目として継続します。また、引き続き安全巡回パトロールを実施するとともに、安全就業を目的とした合同研修会を開催する等、事故ゼロを目指します。

適正就業につきましては、請負契約の内容を見直し、必要に応じて派遣契約に切り

替えます。また、適正就業委員会では長期継続就業者の交代やワークシェアリングを行うなど、引き続き公平・公正な就業に取り組んでまいります。

さらに、新たに策定する「第4次中期計画」に添って、公益性を重視した事業展開の方向性と多様化する地域のニーズに対応できる組織体制の確保等に努め、定められた目標達成に向けて万全を期してまいります。センターの現状と課題の中の一つにワークプラザの建設があり、昨年度に引き続き「旧三原市ゆめきゅりあセンター」への移転に向け取り組んでまいります。

令和5年度の事業計画にあたっては、「公益社団法人」として地域からの期待に応えられるよう、「自主・自立、共働・共助」の基本理念を基に、公正・公平で適正な事業運営を推進し、より一層市民から愛され信頼される魅力あるセンターづくりに努めます。

2. 重点事業

上記1の基本方針に基づき、重点事業として次のことを積極的に取り組んでまいります。

(1) 会員の確保

生きがいの充実や社会参加を希望する健康な高齢者の確保に努めます。

(2) 就業機会の確保と適正化の推進

会員の就業機会の拡大と就業基準を遵守し、就業の適正化に努めます。

(3) 安全就業の徹底・推進

会員が自ら安全意識の徹底と健康管理の増進を図るよう啓発に努めます。

(4) 広報活動の充実

広報活動の充実と強化に努めるとともに、あらゆる機会を利用して情報の提供に努めます。

3. 事業実施計画

(1) 会員確保の推進

センターの組織を維持発展するには、健康で働く意欲のある会員の確保を図ることが大切です。特に、少子高齢化が進む社会において福祉家事援助・子育て支援事業の充実を図るため、女性会員の確保に努めます。

また、本年度の会員の確保目標を871人とします。

- ・月1回の入会説明会の開催と説明内容の充実
- ・会員の口コミやチラシ等による確保
- ・入会希望者への迅速な入会承認及び就業機会の早期提供

(2) 就業機会の確保と適正化の推進

- ① 役職員が一体となり街頭PR等による普及啓発を行い、新たな受注の開拓と拡大に努めるとともに会員一人ひとりが地域での開拓に努めることが必要であります。
- ② 適正・公平な就業は事業運営の基本をなすものであり、前年度に引き続き長期継続就業者の交代やワークシェアリング就業を強化促進するなど就業の適正化に取り組みます。

- ③ 雇用と見なされるような就業については、シルバー派遣事業に切り替える等、就業先と協議しながら適正就業に取り組んでまいります。

(3) 安全就業の徹底と推進

「安全が全てに優先する」を念頭に、安全就業対策委員会が策定する安全推進計画を基に、安全推進員とともに就業中の事故防止、就業途上の交通事故防止について会員の自覚を促すために徹底した啓発・指導に取り組みます。

- ・安全就業対策委員会の開催と安全推進計画の樹立
- ・安全確認のため、巡回指導の実施
- ・就業現場の危険個所等の事前確認の徹底
- ・就業前の安全ミーティングによる安全対策の徹底
- ・事故発生時における反省会の開催
- ・安全標語の募集による安全意識の高揚
- ・健康状態の確認など健康管理の重要性の啓発の徹底
- ・刈払い機の2枚刃の使用禁止及び刈払い機使用時の安全帽（ヘルメット）の着用義務

(4) 広報活動の充実

広く地域社会にシルバー事業の意義や仕組みを理解していただくため、市広報誌、会報やチラシ等を積極的に活用し、周知を図ります。また、公益法人として、公正・公平・透明性のある運営が求められており、センターの活動内容、運営状況や事業報告等について情報を開示し、センターの信頼を高めるよう努めます。

- ・市の広報誌及びホームページへ掲載
- ・新聞への折り込み広告
- ・当センターホームページの充実
- ・市及び関係機関が実施する各種イベントへの積極的参加
- ・会報「シルバーみはら」への掲載

(5) 職業紹介事業の実施

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、「臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業」について、ハローワークと緊密な連携を図り、職業紹介事業を実施します。

(6) 就業相談日の実施（毎月1回 第3木曜日）

未就業会員の实態や原因（適正、地域性、健康状態、就業意思）を確認し、各種講習会への受講要請を促し、技能の向上、希望職種の拡大を図り、就業機会の確保に努めます。

(7) シルバー派遣事業の促進

仕事の量的な拡大を図り、幅広い就業ニーズに対応するためシルバー派遣事業を

促進し、新規就業先の開拓に努めます。

(8) 研修会・講習会の開催

発注者の多様なニーズに応えるため、県連合会が開催する「高齢者活躍人材育成事業」への積極的な参加とセンター主催の各種研修会・講習会を開催し、知識・技術の向上を図るとともに安全就業に努めます。

- 高齢者活躍人材確保育成事業
 - ・刈払機取扱安全講習 ・安全運転講習
- その他
 - ・植木の剪定講習 ・子育て支援、福祉家事援助講習 ・交通安全研修会
 - ・安全就業研修会 ・地域班研修会 ・職域班研修会

(9) 生活援助・子育て支援事業の拡充

少子高齢化社会に対応するため行政機関と役職員が連携を密にして、高齢者世帯への福祉・家事援助サービスや、子育て支援事業の推進に努めるとともに、研修会、講習会に参加し、女性会員の資質向上を図り市民の多様なニーズに対応できる体制づくりを推進します。また、高齢者福祉サービス等の拡充に努めてまいります。

(10) 独自事業の強化

会員の経験・技能を生かした就業機会の拡大を図るため、新たな独自事業の開拓に向けて取り組みます。

独自事業の創生を図るため、会員の皆様からの積極的な提案・提言をいただきます。

(11) 財政基盤の整備

国及び市に対し、シルバー事業の意義・必要性について理解していただくための要請活動と補助金の確保に向けて取り組みます。また、今年度から市施設管理に従事する会員にも交通費をいただくとともに、発注者には15%の事務費をお願いし財政の健全化を図り、効率的な事業運営で経費の節減を図ります。

(12) ボランティア活動の推進

10月の第3土曜日を「シルバーの日」として、ボランティア奉仕活動を実施し、地域社会に広くシルバー事業の理念や意義、仕組みを理解してもらうため啓発活動に努めます。

(13) 組織体制の充実・強化

- ① 公益法人として、公益性を重視した事業運営が必要であり、役員の積極的な運営参画と会員の自主的な参画を促す意識改革を図り、センター組織・機能の充実強化に努めます。
- ② 地域班の自主的な活動の促進に努めるため、地域研修会を開催し、連帯意識と組織活動の向上を推進します。
- ③ 職域班は、地域班とともにシルバー事業を支える基をなす組織であり、後継者の育成に積極的に取り組みます。

- ④ 公益法人制度の関係法令を遵守した業務執行を行うため、職員の職務と役割を再認識するなど事務局の体制の充実強化に努めます。
- ⑤ 中国ブロック協議会や県連合会をはじめ、各種団体が主催する研修会・講習会等へ積極的に参加し、役職員の資質向上を図ります。